

# 東北地区不動産公正取引協議会 平成26年度 事業計画書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

日本経済は、一昨年12月の政権交代後のアベノミクス効果によって着実に上向いてきており、東北地区においては震災直後の大きな落ち込みから徐々に回復し、全体で見れば、復興は着実に進展しています。被災地域の復旧・復興を願うと共に不動産業界の活性化と景気が本格的に回復することを願うものであります。

このような状況下において経済効果の高い、不動産業界の果たす役割は非常に大きいものであり、消費者への適切な情報提供を推進し適正な商品選択を確保するため、より消費者の立場に立った公正競争規約の運用を目指すべく、平成26年度の事業計画を次の通り策定します。

## 1. 公正競争規約違反の未然防止

### (1) 調査員及び規約担当者に対する実務研修会の開催

日常的に構成団体所属会員・賛助会員・広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員・規約担当事務局職員を対象として、規約違反実例等による実務研修会を開催し、規約の周知徹底に努めるとともに、業務知識の更なる習得を図る。

### (2) 事前相談業務の実施

当協議会及び各構成団体の役職員が、所属会員・賛助会員・広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行い、規約違反広告の未然防止に努める。

### (3) インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様、おとり広告や不当表示の未然防止に努める。

## 2. 公正競争規約の普及活動

### (1) 加盟事業者に対する研修会の開催

各構成団体において、所属会員を対象とした研修会を開催し、不動産の公正競争規約に関する研修会を開催し、規約の周知徹底に努める。

### (2) ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に対する広報活動に努めるほか、公正競争規約を掲載し広く一般に対し規約の周知を図る。

また、各構成団体のホームページより同連合会へのリンクを行っていただき、引き続き周知・活用に協力をいただく。

(3) 公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、引続き構成団体の会員事業所の店頭における掲示を促進することにより、事業者のコンプライアンス意識の向上に努める。

(4) 賛助会員の入会促進

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を企画・制作する広告会社等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き、広告会社等に対し、賛助会員としての入会促進を図る。

### 3. 公正競争規約の遵守状況調査

9月を不動産広告の調査月間と定め、各構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努める。

### 4. 公正競争規約違反案件の指導及び是正措置

(1) 公正競争規約違反案件の受付と調査及び措置

「違反調査及び措置の手続等に関する規則」「東北地区不動産公正取引協議会運営規程」「東北地区不動産公正取引協議会違反調査等の事務処理要綱」に基づき、違反案件について円滑な対応を図る。

(2) 移送事案等の処理

消費者庁・公正取引委員会・都道府県他関係官庁等からの移送事案、一般消費者等からの申告事案については、各構成団体（地区調査指導委員会）の協力を得ながら、迅速な対応を図る。

### 5. 関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引き続き消費者庁・公正取引委員会・国土交通省・東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法所管課との連携を密にする。

さらに、不動産公正取引協議会連合会・一般社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努める。

### 6. 規程集の作成・発行

当協議会会則・運営規程の一部改正を消費者庁へ申請したところ、更なる改正の指示を受けた。総会において改正案が承認され次第、再び消費者庁へ申請を行い、規程集を作成し構成団体等に配布する。